

議案第171号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条— <u>第5条の2</u> ） 第2章～第6章 [略] 第7章 <u>市場運営取引委員会</u> （第76条—第82条）  第8章 補則（第83条—第88条） 附則  （目的） 第1条 この業務規程は、さいたま市食肉中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。） <u>第4条第4項</u> に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。  （開場の時間） 第5条 [略] 2 卸売業者（ <u>法第2条第4項</u> に規定する卸売業者であつて、第6条の2の規定による許可を受けて	目次 第1章 総則（第1条— <u>第5条</u> ） 第2章～第6章 [略] 第7章 <u>市場運営協議会</u> （第76条—第82条）  <u>第8章 市場取引委員会</u> （第83条—第87条） 第9章 補則（第88条—第93条） 附則  （目的） 第1条 この業務規程は、さいたま市食肉中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。） <u>第9条第2項</u> に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。  （開場の時間） 第5条 [略] 2 卸売業者（ <u>法第15条第1項</u> の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務

市場において卸売の業務を行うものをいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

(開設者の責務)

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、出荷者、売買参加者(第22条第1項の規定による承認を受けて、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 [略]

(卸売業務の許可)

第6条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第6条の3 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 前条の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

(許可の基準)

第6条の4 市長は、第6条の2の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、第6条の7又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
  - ウ 第6条の7又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努

を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

第2章 [略]

力をした者でその旨を疎明したものを除く。  
)で、その処分の日から起算して3年を経過  
しないもの

- (4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂  
行することができる知識及び経験を有しない者  
であるとき。
- (5) 申請者の純資産額が別に定める純資産基準額  
未満であるとき。
- (6) 第7条に規定する卸売業者の数を、その許可  
をすることによって超えることとなるとき。

(純資産額が不足する場合の措置)

第6条の5 市長は、卸売業者の純資産額が、前条  
第5号の純資産基準額未満であることが明らかと  
なったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務  
の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 市長は、前項の規定による処分の日から起算し  
て6月以内に、当該処分を受けた者から別に定め  
るところによりその純資産額が同項の純資産基準  
額以上の額となった旨の申出があった場合におい  
て、その申出を相当と認めるときは、速やかに当  
該処分を取り消さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による処分をした場合に  
おいて、当該処分を受けた者から前項の期間内に  
同項の申出がないとき、又は当該申出を相当と認  
めることができないときは、当該期間の経過後遅  
滞なく、第6条の2の許可を取り消さなければなら  
ない。

(名称変更等の届出)

第6条の6 卸売業者は、次の各号のいずれかに該  
当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出  
なければならない。

- (1) 第6条の2の許可に係る卸売の業務を開始し、  
休止し、又は再開したとき。
- (2) 第6条の2の許可に係る卸売の業務を廃止し  
たとき。
- (3) 第6条の3第1号又は第2号に掲げる事項に  
変更があったとき。

(許可の取消し)

第6条の7 市長は、卸売業者が第6条の4第1項  
第3号アからウまでのいずれかに規定する者に該  
当することとなったときは、第6条の2の許可を  
取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当  
するときは、第6条の2の許可を取り消すことが  
できる。  
(1) 正当な理由がないのに第6条の2の許可の通

知を受けた日から起算して1月以内に市場における卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。

(事業の譲渡等)

第6条の8 卸売業者が卸売の業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務に係る事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併より設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の規定による地位の承継は、被承継人である卸売業者が第63条第1項の指定を受けて使用していた市場施設の使用を認められたものと解してはならない。

4 第6条の4の規定は、第1項及び第2項の認可について準用する。

(事業年度)

第6条の9 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。

(事業報告書の作成)

第6条の10 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、第6条の2の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。

2 [略]

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。

2 [略]

(保証金の充当)

第12条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(せり人の登録)

第15条 [略]

2～4 [略]

5 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

6・7 [略]

(仲卸業者を置かない市場)

第21条 仲卸業者(法第2条第5項に規定する仲卸業者をいう。)は、置かないものとする。

(売買参加者の承認)

第22条 [略]

2・3 [略]

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2)～(4) [略]

(名称変更等の届出)

第23条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け

(保証金の充当)

第12条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第9条第1項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

(せり人の登録)

第15条 [略]

2～4 [略]

5 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

6・7 [略]

(仲卸業者を置かない市場)

第21条 仲卸業者(法第33条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。)は、置かないものとする。

(売買参加者の承認)

第22条 [略]

2・3 [略]

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2)～(4) [略]

(名称変更等の届出)

第23条 前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、次の各号のいずれかに

出なければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(許可の基準)

第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)・(4) [略]

2 [略]

(売買取引の方法)

第32条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) [略]

(2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号に掲げる物品については、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1)～(7) [略]

3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1)・(2) [略]

該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(許可の基準)

第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)・(4) [略]

2 [略]

(売買取引の方法)

第32条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) [略]

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1)～(7) [略]

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1)・(2) [略]

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定

4 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第36条 卸売業者は、市内において第6条の2の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、第76条に規定する市場運営取引委員会（以下この章において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第37条 [略]

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条各号に規定する正当な理由がある場合でなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア・イ [略]

ウ 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以

め、又は変更しようとするときは、第83条に規定する市場取引委員会（以下この章において「委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内の卸売場に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第36条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下単に「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第37条 [略]

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第44条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア・イ [略]

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売

外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。

の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1項の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。

(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ委員会の意見を聴いて市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

ア 牛及び豚の部分肉（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。）、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。）並びに鳥肉  
イ 加工食料品

2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申出者の名称

(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称

(3) その場所に置く物品の種類

3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目

(3) 取引方法

(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限

(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項

(6) 実施期間

(7) 当該取引に参加する売買参加者の氏名又は名称

(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法

(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、市場の売買参加者に与えられること。

(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称（加工者を経て出荷者から出荷される場合には、当該加工者の氏名又は名称を含む。）、卸売の数量、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるもの

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの

(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。

(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受

けの禁止)

第41条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、第6条の2の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第42条 卸売業者は、市場において第6条の2の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 [略]

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条の2の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)~(11) [略]

(12) 第38条第1項ただし書、第49条第3項又は第83条の規定による場合に関する事項

(13)~(16) [略]

4 [略]

(受託契約約款の公表)

第45条 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、品種、性別、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

けの禁止)

第41条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、法第15条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第42条 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 [略]

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)~(11) [略]

(12) 第38条第1項ただし書、第49条第3項又は第88条の規定による場合に関する事項

(13)~(16) [略]

4 [略]

(受託契約約款の掲示)

第45条 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品(第40条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。本条において同じ。)を除く。)の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、品種、性別、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、電子商取引に係る受託物品の受領

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の相手方の明示及び引取り)

第49条 [略]

2・3 [略]

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。）及び地方消費税額（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第52条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、規則で定める時刻までに、次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）

に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、品種、性別、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の相手方の明示及び引取り)

第49条 [略]

2・3 [略]

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその100分の10に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第52条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、規則で定める時刻までに、次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]
- (4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）

(3) [略]

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第53条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

3 卸売業者は、毎月10日までに、前月中に受領した委託手数料等の種類ごとの受領額及び同月中に奨励金その他の販売代金以外の金銭を出荷者又は買受人に交付した場合にあっては、その種類ごとの交付額をインターネットその他の適切な方法で公表しなければならない。

（取引条件の公表）

第53条の2 卸売業者は、市場における取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間

(3) [略]

(4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の10に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第53条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

(4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

(4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

(2) 取扱品目

(3) 取引に係る物品の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 物品の卸売に係る販売代金の支払の期日及び方法

(6) 取引に関して奨励金その他の販売代金以外の金銭を出荷者又は買受人に交付する場合には、その種類、内容、交付の基準及び額

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第54条 市長は、卸売業者から第52条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法で公表するものとする。

2 [略]

(仕切り及び送金)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書の送付又は売買仕切金の支払いについて委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付し、並びに売買仕切金を規則で定める方法により支払わなければならない。

2 [略]

(仕切り及び送金に関する特約)

第56条 卸売業者は、売買仕切書の送付又は売買仕切金の支払いについて委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) [略]

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第54条 市長は、卸売業者から第52条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の卸売場に掲示するものとする。

2 [略]

(仕切り及び送金)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

2 [略]

(仕切り及び送金に関する特約)

第56条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) [略]

(委託手数料の率)

第57条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に料率を乗じ、更に100分の110を乗じて得た金額とする。)の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命じることができる。

(出荷奨励金の交付)

第58条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。  
(1)～(6) [略]

(買受代金の即時支払義務)

第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。)を規則で定める方法により支払わなければならない。

2・3 [略]

(完納奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金を交付しようとする卸売業者

(委託手数料の率)

第57条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料(卸売金額に料率を乗じて得た金額とする。)の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 市長は、第1項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(出荷奨励金の交付)

第58条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその100分の10に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2・3 [略]

(完納奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則

は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(使用料等)

第70条 [略]

2 使用料は、別表第3の金額の範囲内において規則で定める。

3・4 [略]

第6章 [略]

(指導及び助言)

第73条 市長は、卸売業者、出荷者、売買参加者、関連事業者その他の市場において取引を行う者（以下「卸売業者等」という。）に対して、業務規程に定められている遵守事項を遵守させるために必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び検査)

第73条の2 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者等に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提供を求め、又はその職員に、卸売業者等の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 [略]

(改善措置命令)

第74条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者等に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(使用料等)

第70条 [略]

2 使用料は、別表第4の金額の範囲内において規則で定める。

3・4 [略]

第6章 [略]

(報告及び検査)

第73条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提供を求め、又はその職員に、卸売業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 [略]

(改善措置命令)

第74条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(監督処分)

第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条の2の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

3～5 [略]

## 第7章 市場運営取引委員会

(市場運営取引委員会の設置)

第76条 市場の経営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場運営取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第77条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

(1)・(2) [略]

(3) 市場における売買取引に関し必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、この業務規程の変更に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第78条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) [略]

(2) 卸売業者、売買参加者その他の利害関係者

(3) 学識経験を有する者

2 [略]

(会長)

(監督処分)

第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

3～5 [略]

## 第7章 市場運営協議会

(市場運営協議会の設置)

第76条 法第13条の規定に基づき、市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第77条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第78条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) [略]

(2) 関係行政機関の職員

2 [略]

(会長)

第80条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 [略]

(会議)

第81条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第82条 委員会の庶務は、経済局において処理する。

第80条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 [略]

(会議)

第81条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第82条 協議会の庶務は、経済局において処理する。

## 第8章 市場取引委員会

(市場取引委員会の設置)

第83条 法第13条の2の規定に基づき、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第84条 委員会は、この業務規程の変更（法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。）及び第32条第1項第2号の規則で定める割合に関し、市長に意見を述べることができる。

2 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(運営)

第85条 会長は、卸売業者、売買参加者等から発議があれば、速やかに委員会を開催するものとする。

(組織)

第86条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、卸売業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、非常勤とする。

(準用規定)

第87条 第79条から第82条までの規定は、委員会について準用する。

第8章 [略]

第83条 [略]

第84条 [略]

第85条 [略]

第86条 [略]

第87条 [略]

第88条 [略]

別表第2 (第32条関係)  
別表第1に掲げる物品以外のもの

別表第3 (第70条関係)  
市場使用料

卸売業者市場 使用料	せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に1000分の3を乗じ、更に100分の110乗じて得た金額
[略]	

備考 [略]

第9章 [略]

第88条 [略]

第89条 [略]

第90条 [略]

第91条 [略]

第92条 [略]

第93条 [略]

別表第2 (第32条関係)  
該当なし

別表第3 (第32条関係)  
別表第1及び別表第2に掲げる物品以外のもの

別表第4 (第70条関係)  
市場使用料

卸売業者市場 使用料	卸売金額の1000分の3
[略]	

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第49条第4項及び第52条第3項の改正、第55条第1項の改正（「の100分の10に相当する金額」を「に係る消費税額及び地方消費税額の合計額」に改める部分に限る。）、第57条第1項の改正並びに第59条第1項の改正（「その100分の10に相当する額」を「消費税額及び地方消費税額」に改める部分に限る。）並びに別表第4の改正（「卸売金額の1000分の3」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に1000分の3を乗じ、更に100分の110乗じて得た金額」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて、さいたま市食肉中央卸売市場において卸売の業務を行っている者は、この条例による改正後のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程（以下「改正後の条例」という。）第6条の2の許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の場合において、この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第58条第1項又は第61条第1項の規定による市長の承認を受けている者は、それぞれ改正後の条例第58条第2項又は第61条第2項に規定する届出書を提出したものとみなす。
- 5 市長は、改正後の条例第6条の2若しくは第25条第1項の許可又は第15条第1項の登録の申請があった場合において、申請者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの（以下「旧法による罰金の適用を受けたもの」という。）であるとき（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち旧法による罰金の適用を受けたものがあるときを含む。）は、改正後の条例第6条の4、第15条第5項及び第26条第1項の規定にかかわらず、当該許可又は登録をしてはならない。
- 6 施行日前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例第78条の規定による市場運営協議会の委員である者は、改正後の条例第78条の規定による市場運営取引委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和3年2月12日までとする。